

# ○消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件

昭和五十年十月十六日

消防庁告示第十四号

## 改正

昭和五五年九月消防庁告示第八号、五六年六月第七号、六一年四月第三号、平成元年一二月第五号、三年五月第三号、一一月第七号、四年七月第四号、五年八月第三号、六年二月第五号、七年二月第五号、九年一二月第一三号、一一年九月第一一号、一四年三月第三号、一六年九月第二四号、平成一八年三月第十号、五月第二十六号、二一年二月第四号、三月第九号、九月第一九号、一一月第二四号、二二年二月第五号、八月第一五号、九月第一六号、十二月第二四号

昭和五十年消防庁告示第三号に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を次のように定める。

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種別並びに配線及び操作盤の別に応じ、次のとおりとする。

- 一 消火器具の点検の基準及び点検票 [別表第一](#)及び[別記様式第一](#)
- 二 屋内消火栓〔せん〕設備の点検の基準及び点検票 [別表第二](#)及び[別記様式第二](#)
- 三 スプリンクラー設備の点検の基準及び点検票 [別表第三](#)及び[別記様式第三](#)
- 四 水噴霧消火設備の点検の基準及び点検票 [別表第四](#)及び[別記様式第四](#)
- 五 泡〔あわ〕消火設備の点検の基準及び点検票 [別表第五](#)及び[別記様式第五](#)
- 六 不活性ガス消火設備の点検の基準及び点検票 [別表第六](#)及び[別記様式第六](#)
- 七 ハロゲン化物消火設備の点検の基準及び点検票 [別表第七](#)及び[別記様式第七](#)
- 八 粉末消火設備の点検の基準及び点検票 [別表第八](#)及び[別記様式第八](#)
- 九 屋外消火栓〔せん〕設備の点検の基準及び点検票 [別表第九](#)及び[別記様式第九](#)
- 十 動力消防ポンプ設備の点検の基準及び点検票 [別表第十](#)及び[別記様式第十](#)
- 十一 自動火災報知設備の点検の基準及び点検票 [別表第十一](#)及び[別記様式第十一](#)
- 十一の二 ガス漏れ火災警報設備の点検の基準及び点検票 [別表第十一の二](#)及び[別記様式第十一の二](#)
- 十二 漏電火災警報器の点検の基準及び点検票 [別表第十二](#)及び[別記様式第十二](#)
- 十三 消防機関へ通報する火災報知設備の点検の基準及び点検票 [別表第十三](#)及び[別記様式第十三](#)
- 十四 非常警報器具及び設備の点検の基準及び点検票 [別表第十四](#)及び[別記様式第十四](#)
- 十五 避難器具の点検の基準及び点検票 [別表第十五](#)及び[別記様式第十五](#)
- 十六 誘導灯及び誘導標識の点検の基準及び点検票 [別表第十六](#)及び[別記様式第十六](#)
- 十七 消防用水の点検の基準及び点検票 [別表第十七](#)及び[別記様式第十七](#)
- 十八 排煙設備の点検の基準及び点検票 [別表第十八](#)及び[別記様式第十八](#)
- 十九 連結散水設備の点検の基準及び点検票 [別表第十九](#)及び[別記様式第十九](#)
- 二十 連結送水管の点検の基準及び点検票 [別表第二十](#)及び[別記様式第二十](#)

- 二十一非常コンセント設備の点検の基準及び点検票 [別表第二十一](#)及び[別記様式第二十一](#)
- 二十二無線通信補助設備の点検の基準及び点検票 [別表第二十二](#)及び[別記様式第二十二](#)
- 二十三非常電源（非常電源専用受電設備）の点検の基準及び点検票 [別表第二十三](#)及び[別記様式第二十三](#)
- 二十四非常電源（自家発電設備）の点検の基準及び点検票 [別表第二十四](#)及び[別記様式第二十四](#)
- 二十五非常電源（蓄電池設備）の点検の基準及び点検票 [別表第二十五](#)及び[別記様式第二十五](#)
- 二十五の二非常電源（燃料電池設備）の点検の基準及び点検票 [別表第二十五の二](#)及び[別記様式第二十五の二](#)
- 二十六配線の点検の基準及び点検票 [別表第二十六](#)及び[別記様式第二十六](#)
- 二十七総合操作盤の点検の基準及び点検票 [別表第二十七](#)及び[別記様式第二十七](#)
- 二十八パッケージ型消火設備の点検の基準及び点検票 [別表第二十八](#)及び[別記様式第二十八](#)
- 二十九パッケージ型自動消火設備の点検の基準及び点検票 [別表第二十九](#)及び[別記様式第二十九](#)
- 三十共同住宅用スプリンクラー設備の点検の基準及び点検票 [別表第三十](#)及び[別記様式第三十](#)
- 三十一共同住宅用自動火災報知設備の点検の基準及び点検票 [別表第三十一](#)及び[別記様式第三十一](#)
- 三十二住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の点検の基準及び点検票 [別表第三十二](#)及び[別記様式第三十二](#)
- 三十三特定小規模施設用自動火災報知設備の点検の基準及び点検票 [別表第三十三](#)及び[別記様式第三十三](#)
- 三十四加圧防排煙設備の点検の基準及び点検票 [別表第三十四](#)及び[別記様式第三十四](#)
- 三十五複合型居住施設用自動火災報知設備の点検の基準及び点検票 [別表第三十五](#)及び[別記様式第三十五](#)
- 附 則
- この告示は、公布の日から施行する。
- 附 則〔平成二二年十二月二十二日消防庁告示第二四号〕
- 1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別表第一（5）に定める消火器のうち、製造年から十年を経過したもの（消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものを除く。）にあっては、抜取り方式により実施することができるものとして、この規定を適用する。